

障がい者である職員の任免状況について

令和5年6月1日現在（法定雇用率：2.6%）

(1) 法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数	1,298.5人
(2) 障がい者の数	34.5人
(3) 実雇用率	2.66%
(4) 不足数	0人

1. (1) 欄の「法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数です。
2. (2) 欄の「障がい者の数」とは、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障がい者及び重度知的障がい者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしています。また、重度身体障がい者及び重度知的障がい者である短時間勤務職員については、1人1カウントとしています。さらに、重度以外の身体障がい者及び知的障がい者並びに精神障がい者である短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしています。
3. (4) 欄の「不足数」とは、(1) 欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切捨て）から(2) 欄の障がい者の数を減じて得た数です。
4. 三島市は障害者の雇用の促進等に関する法律第42条の規定による特例認定を受けているため、三島市教育委員会に勤務する職員を合算しています。
5. 障がい者の種類・程度の区分ごとの人数等については、特定の者が障がい者であること及びその障がいの程度等が推認されるおそれがあるため、非公表としています。